



重要です!

受動喫煙防止対策 ～適切な標識の掲示について～

帯広保健所からのお知らせ
～飲食店版～

改正健康増進法において、喫煙専用室など、屋内に喫煙可能な場所を設置する場合、**喫煙場所の出入口**及び当該施設の主な出入口にそれぞれ適切な標識を掲示しなければなりません。

喫煙専用室等の出入口に掲示する標識(例)



標識の掲示場所
喫煙専用室などの出入口に掲示します。

標識の内容
「喫煙できる場所であること」及び
「喫煙室内へは20歳未満の者は立入が禁止されていること」
を一目で判断できるものでなければなりません。

○標識例



喫煙専用室



指定たばこ専用
喫煙室

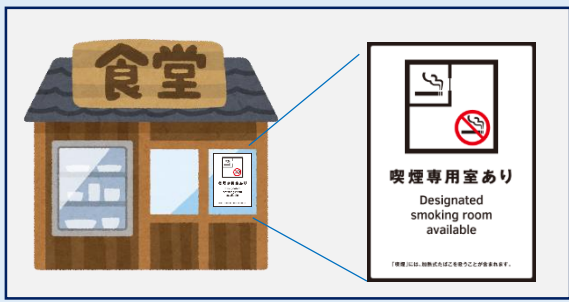


喫煙目的室



喫煙可能室

施設の主たる出入口に掲示する標識(例)



標識の掲示場所
店舗の主たる出入口の見やすい場所に掲示します。

標識の内容
「施設内に喫煙専用室などを設置していること」が一目で判断できるものでなければなりません。

○標識例



喫煙専用室



指定たばこ専用
喫煙室

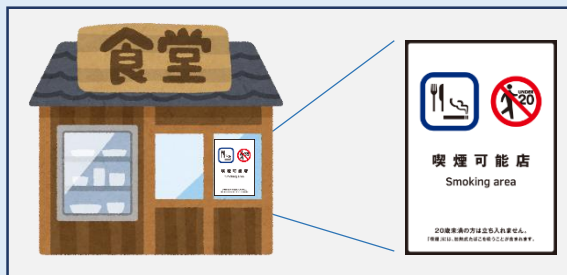


喫煙目的室



喫煙可能室

屋内全面を喫煙可能とした場合に掲示する標識(例)



標識の掲示場所

店舗の主たる出入口の見やすい場所に掲示します。

標識の内容

「屋内全面喫煙可能であること」及び
「20歳未満の者は立入が禁止されていること」を
一目で判断できるものでなければなりません。

～喫煙可能店として営業する条件～

①飲食店等営業許可日が 2020年3月31日以前 ②客席面積100m²以下

③資本金または出資の総額が5000万円以下

上記3つすべての要件を満たした飲食店は、喫煙可能店として喫煙しながらの飲食が可能です。

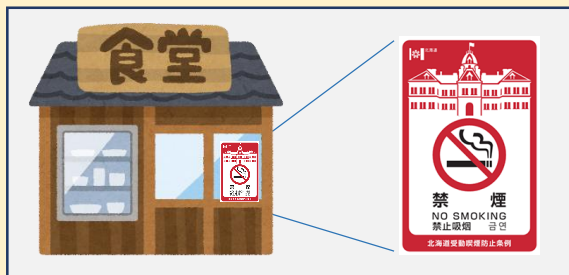
※飲食店等営業許可日が2020年4月1日以降の飲食店等は対象外です。

※喫煙可能店の管理権限者は、保健所に届出を行う必要があります。

**喫煙所を設置する際には、受動喫煙が生じないように配慮してください。
適切な標識の掲示をしていないことが確認された場合、義務違反の内容に応じ、
罰則(過料)が適用されます。**

屋内全面禁煙にした場合に掲示する標識(例)

「北海道受動喫煙防止条例」では、屋内禁煙の飲食店又は喫茶店の管理者等は、禁煙であることを示す標識を主たる出入口に掲示しなければならないこととなっています。



標識の掲示場所

店舗の主たる出入口の見やすい場所に掲示します。

標識の内容

「禁煙であること」が一目で判断できるものでなければなりません。

※道では新規飲食店あてに上図の禁煙ステッカーを配付しております。
手元にない場合は郵送しますので、帯広保健所までご連絡ください。

Q. 標識は指定された様式でなければならないのか

A. 本リーフレットで紹介した標識は、国の標識例であり、必要な事項が記載されていれば、独自に作成していただいても差し支えありません。

※標識例は厚生労働省、北海道もしくは帯広保健所のホームページからダウンロードできます。



厚生労働省のホームページでは、事業者向けに受動喫煙防止に関する情報を随時発信しております。



「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」では、改正健康増進法や北海道受動喫煙防止条例についてまとめているので、是非ご覧ください。



北海道帯広保健所企画総務課企画係

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1

TEL : 0155-27-8638 FAX : 0155-25-0864

